

## 日直・当番

1月1日(水)～2月2日(日)

### 救 急 医

|          |             |          |
|----------|-------------|----------|
| 1月 5日(日) | 深 江 医 院     | ☎82-2348 |
| 1月12日(日) | 金 田 医 院     | ☎82-2881 |
| 1月13日(月) | 小 宅 医 院     | ☎82-2015 |
| 1月19日(日) | 池 邊 整 形 外 科 | ☎82-3588 |
| 1月26日(日) | 金 田 医 院     | ☎82-2881 |
| 2月 2日(日) | 津久見クリニック    | ☎85-0055 |

※1月1日(水)～1月3日(金)は中央病院☎82-1123  
市報発行後変更する場合があります。  
消防署☎82-3000で確認してください。  
平日の当番医も同じ番号で確認できます。

### 歯 科 医

(臼津歯科医師会) 9時～17時

|          |                |          |
|----------|----------------|----------|
| 1月 1日(水) | 鳥越 歯科 医院(臼)    | ☎63-3118 |
| 1月 2日(木) | ふかえ 歯科 医院(津)   | ☎82-1002 |
| 1月 3日(金) | こながわ 歯科 医院(臼)  | ☎63-2121 |
| 1月 5日(日) | 藤澤 歯科 医院(臼)    | ☎63-7181 |
| 1月12日(日) | 中央 歯科 医院(臼)    | ☎63-1046 |
| 1月13日(月) | 増村 歯科 医院(津)    | ☎82-9288 |
| 1月19日(日) | 白杵矢田 歯科 医院(臼)  | ☎63-1168 |
| 1月26日(日) | 上杉 歯科 医院(津)    | ☎82-8420 |
| 2月 2日(日) | 秋岡デンタルクリニック(津) | ☎82-8228 |

### 水 道 修 理

|          |                |          |
|----------|----------------|----------|
| 1月 1日(水) | ㈱ 後藤 設 備 鉄 工   | ☎82-2740 |
| 1月 2日(木) | 高 山 水 理 工 業 ㈱  | ☎82-2426 |
| 1月 3日(金) | (有) 松岡 水 道 工 業 | ☎82-1315 |
| 1月 4日(土) | 水道サービスセンター     | ☎82-1992 |
| 1月 5日(日) | ㈱ 川野 水 道 工 業 所 | ☎82-5563 |
| 1月11日(土) | 水道サービスセンター     | ☎82-1992 |
| 1月12日(日) | ㈱ 九 電 工        | ☎82-5228 |
| 1月13日(月) | ㈱ 後藤 設 備 鉄 工   | ☎82-2740 |
| 1月18日(土) | 水道サービスセンター     | ☎82-1992 |
| 1月19日(日) | 高 山 水 理 工 業 ㈱  | ☎82-2426 |
| 1月25日(土) | 水道サービスセンター     | ☎82-1992 |
| 1月26日(日) | (有) 松岡 水 道 工 業 | ☎82-1315 |
| 2月 1日(土) | 水道サービスセンター     | ☎82-1992 |
| 2月 2日(日) | ㈱ 川野 水 道 工 業 所 | ☎82-5563 |

|       |       |        |        |        |      |         |       |        |       |        |         |        |        |
|-------|-------|--------|--------|--------|------|---------|-------|--------|-------|--------|---------|--------|--------|
| 矢田 道雄 | 寺田 辰生 | 市野 瀬 正 | 和田 フジエ | 宮子 拓磨  | 岩尾 寿 | 佐々木 フサエ | 石井 美照 | 佐藤 興志夫 | 松下 毅  | 薬真寺 照彦 | 小手川 ミチ子 | 上野 テツコ | 宇都宮 忠義 |
| 87    | 73    | 71     | 81     | 78     | 80   | 78      | 79    | 59     | 25    | 97     | 98      | 80     | 88     |
| 大字 網代 | 井無田 町 | 小園 町   | 大字 千怒  | 大字 上青江 | 岩屋 町 | 志手 町    | 立花 町  | 大字 千怒  | 大字 堅浦 | 大字 千怒  | 大字 千怒   | 大字 千怒  | 大字 津久見 |

## 年金だより

### 源泉徴収票が送付されます

厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象になります。このうち「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、所得税を源泉徴収することになっています。

日本年金機構では、「老齢年金」を受け取られている方全員に源泉徴収票を送付します。源泉徴収票は、税務署で年金以外に給与収入があり確定申告をするときや、源泉徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。

なお、「障害年金」や「遺族年金」については非課税ですので、源泉徴収票の送付はありません。

※源泉徴収票は、1月中旬から

1月下旬にかけて順次発表する予定です。

《問い合わせ先》

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970

### 老齢基礎年金の 繰り上げ・繰り下げについて

老齢基礎年金の支給開始年齢は原則として65歳ですが、65歳前に繰り上げて減額された年金を受けることができます。ただし、支給を繰り上げた場合、生涯減額された年金を受けとること、障害基礎年金を請求できなくなることなど、注意が必要です。

また、66歳以降に老齢基礎年金を受けはじめる繰り下げの場合は、年金額が増額されます。

《問い合わせ先》

佐伯年金事務所 ☎0972-22-1970  
健康推進課国保年金班 ☎82-4111内線132